



一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会 会報

ぎふ 環境 保全

• 発行 •
令和7年
10月15日

VOL.
144

【行政ニュース】

◆ 「申請手数料の納付方法の変更について」

◆ 「低濃度PCB廃棄物は令和9年3月末までに
処理を！」

岐阜県環境エネルギー生活部廃棄物対策課



「学びの森プロムナードのイチョウ並木」【各務原市】

「学びの森」公園内にあるイチョウ並木は、市内の紅葉名所。11月になると、200mに渡ってつづくイチョウ約70本が一斉に紅葉し、訪れる人々を魅了します。見ごろは11月中旬～下旬。

クリーンな社会づくりをめざす
21世紀のパイオニア

株式会社フィルテック

環境計量証明事業（岐阜県 濃度第18号）

業務内容 廃棄物・水質・土壌・悪臭等の分析を行っています

産業廃棄物

- 溶出試験
- 水銀含有試験

水 質

- 地下水
- 河川水
- 工場排水
- 廃棄物処理施設
処理排水
- 浄化槽放流水

土 壌

- 建設発生土
- 農用地土壌
- 底質

肥 料

- 普通肥料
- 特殊肥料
- 肥料原料

悪 臭

- 特定悪臭物質
- 臭気指数（濃度）

放射線量

- 空間線量率

産業廃棄物収集運搬・最終処分業（管理型）

産業廃棄物処理業 優良産廃処理業者認定取得

- | | | | | | | |
|---------|-------|--------|-------------------------|---------|----------|----------|
| （処 分 業） | ・ 燃え殻 | ・ 汚泥 | ・ 廃プラスチック類 | ・ 金属くず | ・ 木くず | ・ 動植物性残さ |
| | ・ 紙くず | ・ 繊維くず | ・ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず | | | ・ ゴムくず |
| | ・ 鋳さい | ・ がれき類 | ・ 廃油（タールピッチ） | ・ ばいじん | ・ 13号廃棄物 | |
| （収集運搬業） | ・ 燃え殻 | ・ 汚泥 | ・ 廃プラスチック類 | ・ 金属くず | ・ 木くず | ・ 動植物性残さ |
| | ・ 紙くず | ・ 繊維くず | ・ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず | | | ・ ゴムくず |
| | ・ 鋳さい | ・ がれき類 | ・ ばいじん | ・ 廃アルカリ | ・ 廃油 | ・ 廃酸 |
| | | | | | | ・ 13号廃棄物 |

特別管理産業廃棄物処理業 優良産廃処理業者認定取得

- | | | | | |
|---------|------------|----------|------------|-------------|
| （処 分 業） | ・ 特定有害廃石綿等 | | | |
| （収集運搬業） | ・ 特定有害廃石綿等 | ・ 引火性廃油 | ・ 腐食性廃酸 | ・ 腐食性廃アルカリ |
| | ・ 感染性産業廃棄物 | ・ 特定有害廃油 | ・ 特定有害廃酸 | ・ 特定有害廃アルカリ |
| | ・ 特定有害燃え殻 | ・ 特定有害汚泥 | ・ 特定有害ばいじん | |

※許可内容詳細及び優良認定取得地域についてはお問い合わせください。

建 設 業

骨 材 販 売



排出業者の皆様へ

産業廃棄物の処理について、
お困りの点・お悩みの点など
ございましたら、何なりと、
下記までご連絡ください。

本社／〒509-0214 岐阜県可児市広見一丁目47番地

TEL. (0574) 62-2121 (代) FAX. (0574) 62-6661

E-mail : ft@filltech-jp.com

行政ニュース 「申請手数料の納付方法の変更について」

「低濃度PCB廃棄物は令和9年3月末までに処理を！」

岐阜県環境エネルギー生活部廃棄物対策課… 2

地域だより～岐阜県・現地機関ニュース～

「恵那県事務所管内の道の駅について」

岐阜県恵那県事務所環境課… 9

シリーズ わがまちの環境保全と対策

「しあわせを実感できるまちづくり」の実現に向けて

各務原市長 浅野 健司… 11

協会だより 〈(一社)岐阜県産業環境保全協会〉

委員会の開催… 12

〈中部地域協議会〉

令和7年度第1回会長会議… 12

令和7年度第1回全体会議… 12

〈大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会〉

中部ブロック災害廃棄物対策セミナー… 12

第23回大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会幹事会… 12

〈その他〉

産業廃棄物処理関係講習会の開催… 13

〈優良産業廃棄物処理業者認定会員の紹介〉… 13

〈会員数の状況〉… 13

〈青年部会の動向～未来人～〉… 14

〈女性部会の動向～れんげ～〉… 16

お知らせ 電子マニフェストシステムの加入申込み・岐阜県内の加入状況… 17

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入申込について… 18

産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書… 19

保全協Newsについて… 20

事務局からのお願い… 20

編集後記 渡邊 千晃… 21

表紙写真 「学びの森プロムナードのイチヨウ並木」… フォト 各務原市提供

申請手数料の納付方法の変更について

岐阜県環境エネルギー生活部廃棄物対策課

現在、産業廃棄物処理業許可等の申請手数料は、岐阜県収入証紙(以下単に「証紙」という。)により納付いただいているところですが、岐阜県証紙条例の廃止により令和7年12月31日に証紙の販売が終了することから、申請手数料の納付方法が変更となりますので、お知らせします。

1 証紙廃止のスケジュール

(1) 証紙販売終了 令和7年12月31日

(2) 証紙使用期限 令和8年9月30日

購入済みの証紙による申請手数料の納付は令和8年9月30日までとされています。

(3) 証紙買戻し(還付)期限 令和12年12月31日

未使用の証紙を口座振込の方法により買戻し(還付)ができますが、買戻し(還付)ができる期限は令和12年12月31日までとされています。

2 証紙販売終了後の申請手数料の納付方法について

(1) 申請窓口での納付

ア キャッシュレス決済

申請窓口(岐阜地域環境室及び各県事務所)にキャッシュレス決済に対応したPOSレジ端末が設置されますので、クレジットカードや電子マネー等によるキャッシュレス決済により納付することができます。

なお、キャッシュレス決済による納付は、令和7年10月から全庁的に運用開始されます。

イ 現金納付

令和8年1月1日から現金による納付が可能となります。

(2) オンラインによる納付

一部の申請については郵送による提出を可能とするため、オンラインによる手数料納付について、現在調整を行っています。

詳細が決まりましたら、別途、県ホームページ等でお知らせします。

3 注意事項

手数料の納付を要しない手続き(変更届等)については引き続き郵送による提出も可能です。

【関連ウェブサイト】

岐阜県公式ホームページ「岐阜県収入証紙について」

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13417.html>

会員や取引先の皆さまへ

低濃度PCB廃棄物は令和9年3月末までに処理を！

岐阜県環境エネルギー生活部廃棄物対策課

低濃度のポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)廃棄物については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「PCB特措法」という。)に基づき、令和9年3月末までに処分しなければならないこととされています。

そのため、県では、PCB廃棄物の掘り起こし調査を実施するとともに、保管事業者に対して、処分期限までに処理を行うよう指導を行ってきたところです。

本稿では、低濃度PCB廃棄物の早期の確実な処理を推進するため、処理の方法等についてご説明いたします。

1 低濃度PCB廃棄物等について

(1)低濃度PCB廃棄物の無害化処理について

低濃度PCB廃棄物の処理事業者には、環境大臣が個別に認定する無害化処理認定事業者と都道府県市の長からPCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物の処分業許可を得た事業者とがあります。

処分期限である令和9年3月末が近づくにつれて、処理施設での処理のひっ迫等が考えられますので、現に低濃度PCB廃棄物を保管している場合には、計画的な処理の委託をお願いします。

無害化処理事業者の連絡先等は環境省の以下のホームページで紹介されていますので、個別にお問い合わせください。

<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

(2)低濃度PCB廃棄物の処理等に係る助成制度について

低濃度PCB廃棄物の処分期限までの適正処理の加速化等を図るため、以下の助成制度がありますので適宜ご活用いただき、処分期限までに処理を実施いただきますようお願いします。

ア 中小企業(個人事業主を含む)の低濃度PCB廃棄物の適正処理に係る助成金制度

低濃度PCBに汚染されているおそれのある電気機器(高濃度PCB及び安定器を除く。)に使用されている絶縁油が低濃度PCBであるかどうかを把握するために行う試料採取及び分析に要する経費並びに処理に係る収集・運搬、漏えい防止措置及び処分に要する

経費について、その一部を助成する制度です。

(ア) 申請書受付期間

令和7年度：令和7年4月1日～令和8年3月31日

(ただし、予算の範囲を超えた日をもって申請書の受付を停止)

(イ) 助成対象者

・ 中小企業者

会社(株式・有限・合資・合名・合同)、個人事業主、中小企業団体等

・ 法人(会社、中小企業団体等を除く)

・ 個人

(ウ) 分析費の助成について

・ 助成対象経費

低濃度PCBに汚染されているおそれのある電気機器(高濃度PCB及び安定器を除く。)に使用されている絶縁油が低濃度PCBであるかどうかを把握するために行う試料採取及び分析に要する経費。(消費税及び地方消費税は助成対象経費に含みません。)

・ 助成金の額及び限度額

助成対象経費の2分の1の額。なお、1検体あたり10,000円を限度額とする。

(エ) 処理費の助成について

・ 助成対象経費

収集・運搬(積込み・積下しを含む)に要する経費、漏えい防止措置に要する経費、処分に要する経費。(消費税及び地方消費税は助成対象経費に含みません。)

・ 助成金の額及び限度額

助成対象経費の2分の1の額。

なお、「収集・運搬(積込み・積下しを含む)に要する経費」及び「漏えい防止措置に要する経費」の助成金は表1に掲げる額を限度額とし、「処分に要する経費」の助成金は、表2に掲げる標準処分単価により算出された額又は申請者が申請してきた額のいずれか低い方の額の2分の1の額を限度額とする。

表1 (収集・運搬及び漏えい防止措置に要する経費の助成金の限度額)

種類		限度額
収集・運搬(積込み・積下しを含む) ^{*1}	低濃度PCB汚染廃電気機器	192,500 円/台
	小型機器・その他(ドラム缶)	75,000 円/缶
	小型機器・その他(ペール缶)	73,500 円/缶
漏えい防止措置 ^{*2}		50,000 円/台・式

- ※ 1 低濃度 P C B 廃棄物が 2 以上ある場合は、その種類ごとの額を合計した額を助成限度額とする。
- ※ 2 漏えい防止措置が必要な低濃度 P C B 廃棄物が 2 以上ある場合は、そのそれぞれに対し助成限度額を適用するものとする。

表 2 (処分に要する経費の標準処分単価)

種類	標準処分単価
低濃度 P C B 汚染廃電気機器 ^{※ 3}	1,000 円 /kg
低濃度 P C B 含有廃油	200 円 /kg
その他汚染物 ^{※ 4}	900 円 /kg

- ※ 3 変圧器、コンデンサー、開閉器、遮断器、リアクトル等。
- ※ 4 ドラム缶又はペール缶に収納された汚染物。ウエス、塗膜くず等。

○詳しくは、以下の問い合わせ先に個別にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 低濃度 P C B 助成金コールセンター

TEL : 098-995-7100

受付時間 月～金 10時～12時/13時～17時(祝日年末年始を除く。)

Mail : joseikin@sanpainet.or.jp

URL : <https://www.sanpainet.or.jp/joseikin>

イ P C B に汚染された変圧器の高効率化のための補助金制度

P C B に汚染された可能性のある変圧器の P C B 含有分析調査及び P C B に汚染された変圧器の高効率変圧器への交換(リースによる導入も対象)に要する費用の一部を補助する制度です。

(7) 公募実施期間

令和 7 年 9 月 1 日～同年 12 月 19 日 15 時必着

(上記期間が満了する前に予算額に達した場合は、その時点で受付を終了)

(イ) 交付申請対象者

- ・ 民間企業
- ・ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ・ 法律により設立された法人
- ・ 個人事業主又は個人

- ・その他環境大臣の承認を得て財団が適当と認める者
 - ・上記に対してリース方式により高効率変圧器を導入する民間事業者
- (ウ) P C Bに汚染された可能性のある変圧器の分析調査事業の補助について
- ・補助対象経費
事業を行うために必要な人件費及び業務費(分析費、賃金、社会保険料、諸謝金、光熱水料、会議費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費)並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費
 - ・補助金の額及び限度額
補助対象経費の10分の1の額。
- (エ) P C Bに汚染された可能性のある変圧器の交換に係る事業の補助について
- ・補助対象経費
事業を行うために必要な工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費
 - ・補助金の額及び限度額
補助対象経費の3分の1の額。なお、100万円を上限とする。

○詳しくは以下の問い合わせ先に、個別にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 変圧器補助金事務局

TEL：03-4355-0161(平日10時～17時)

Mail：trans-info@sanpainet.or.jp

URL：https://www.sanpainet.or.jp/pcb_trans_r7/

(3)使用中の低濃度P C B含有電気工作物の処理について

使用中の変圧器に含まれる絶縁油が微量のP C Bで汚染されていることが判明した場合は、変圧器の構造、P C B濃度、絶縁油量等によっては、使用しながら浄化する「課電自然循環洗浄法」が適用できる場合があります。

この方法で処理した変圧器は、P C B含有電気工作物に該当しない、また廃棄時においてもP C B廃棄物に該当しないものとなります。

なお、この処理に伴い抜油した微量P C B汚染絶縁油並びに微量P C B汚染絶縁油が付着したウエス及び保護具等の汚染物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)に基づき、適切に保管し、無害化処理認定施設等にて処分することとなります。

課電自然循環洗浄については、経済産業省の以下のホームページを参照してください。

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/pcb/index_2_2.html

2 高濃度PCB廃棄物について

令和6年3月末をもって、それまで岐阜県内の高濃度PCB廃棄物の処理を行っていた中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「JESCO」という。)豊田PCB処理事業所及び北九州PCB処理事業所は、その処理事業を終了しました。

その後、令和7年4月からJESCO北海道PCB処理事業所において県内から排出される高濃度PCB廃棄物の処理を開始しましたが、これについても、令和8年3月末をもって処理事業を終了することとしており、令和7年8月29日をもって高濃度PCB廃棄物の処理の受付を終了したことから、今後、新たに高濃度PCB廃棄物が発見された場合には、処理を行うことができない状況となっております。

今後、新たに高濃度PCB廃棄物を発見した場合は、速やかに保管場所を管轄する県事務所環境課等(岐阜市においては、岐阜市産業廃棄物指導課)までご連絡いただくとともに、廃棄物処理法の特別管理産業廃棄物保管基準に従い、生活環境保全上の支障が生じないよう適切に保管してください。

3 PCB廃棄物に係る国の動向

高濃度PCB廃棄物については、JESCOによる高濃度PCB廃棄物処理事業が令和8年3月末に終了する一方で、今後は予期せず廃屋の解体工事等により発見される等の課題があり、低濃度PCB廃棄物については、PCB使用製品等が製品寿命を迎える等して、処理期限後に低濃度PCB廃棄物になることが見込まれる等の課題があることから、環境省において今後のPCB廃棄物に係る対応が検討され、令和7年6月24日付けで「今後の廃棄物処理制度の検討に向けた中間取りまとめ」が公表されたところです。

中間取りまとめにおいて、PCB廃棄物に係る対応については、以下の内容が検討されることとされています。

(1) 高濃度PCB廃棄物の新たな処理体制の確保

- ・実証試験の結果を踏まえ、廃棄物処理法に基づく無害化認定制度の対象に高濃度PCB廃棄物を追加するとともに、前処理設備の考え方を追加。
- ・新たに発見された高濃度PCB廃棄物は知事への届出を義務付け(現行ルールの継続)。特例処理期限等は廃止。発見後一定期間内の処分委託等の義務付け。

(2) 低濃度PCB含有製品及び同疑い製品等に係る管理制度の創設

- ・低濃度PCB含有製品等の管理の状況について知事への届出を義務付け、廃棄の際には一定

期間内の処分の委託を義務付け。

(3)建築物・設備にかかる低濃度PCB廃棄物の計画的な処理に係る措置

- ・国や自治体等の建築物や設備等を有する者に対する低濃度PCB含有塗膜等の管理計画の策定の義務付け。同計画に基づく管理等の状況に関する指導を行うことができるとする行政指導等の規定の創設。

(4)事務の見直し等

4 PCB廃棄物の保管状況等届出書の提出について

PCB廃棄物を保管している場合は、PCB特措法第8条第1項(同法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、毎年6月30日までに、前年度の保管及び処分の状況等を都道府県知事へ届出する必要がありますので、保管場所を管轄する県事務所環境課等(岐阜市においては、岐阜市産業廃棄物指導課)までご提出いただきますようお願いいたします。

提出・問合せ先	電話番号	管轄となる市町村名
岐阜地域環境室 〒500-8384 岐阜市藪田南 5-14-53 OKBふれあい会館 第2棟 3階	058-272-1921	羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町
西濃県事務所 環境課 〒503-0838 大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎内	0584-73-1111	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町
揖斐県事務所 環境課 〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方 1-1 揖斐総合庁舎内	0585-23-1111	揖斐川町、大野町、池田町
可茂県事務所 環境課 〒505-8508 美濃加茂市古井下古井大脇2610-1 可茂総合庁舎内	0574-25-3111	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
中濃県事務所 環境課 〒501-3756 美濃市生櫛1612-2 中濃総合庁舎内	0575-33-4011	関市、美濃市、郡上市
東濃県事務所 環境課 〒507-8708 多治見市上野町 5-68-1 東濃西部総合庁舎内	0572-23-1111	多治見市、瑞浪市、土岐市
恵那県事務所 環境課 〒509-7203 恵那市長島正家後田1067-71 恵那総合庁舎内	0573-26-1111	中津川市、恵那市
飛騨県事務所 環境課 〒506-8688 高山市上岡本町 7-468 飛騨総合庁舎内	0577-33-1111	高山市、飛騨市、下呂市、白川村

※岐阜市分については岐阜市役所環境部産業廃棄物指導課へお問い合わせください。

〒500-8701 岐阜市司町40番地1 岐阜市役所 TEL：058-265-4141

恵那県事務所管内の道の駅について

岐阜県恵那県事務所環境課

中山道沿いの宿場町としての歴史、JR中央線、中央自動車道、そしてリニア中央新幹線の整備が進み、交通の要衝として栄える中津川市・恵那市には、地元の食・文化・自然に触れられる道の駅があり、ドライブでのお立ち寄りがおすすめです。

○中津川市の道の駅

1 道の駅 花街道付知(中津川市付知町8581-1)

樹齢300年以上の天然ヒノキの柱を使用した、木の温もりあふれる道の駅。地元の味覚が楽しめるレストランでは、飛騨牛やけいちゃん定食が人気。売店では付知産の特産品が並び、旅の思い出にぴったりです。隣接する裏木曽街道公園には遊具もあり、家族連れにもおすすめ。令和6年度には「なかつがわ森の木遊館」が新たにオープンし、木育体験も楽しめます。



2 道の駅 賤母(しずも)(中津川市山口1-14)

美濃と木曽の国境に位置し、歴史ある宿場町をモデルにした風情ある道の駅。旅籠を思わせる佇まいが、木曽路を旅する人々に安らぎのひとときを提供します。地元産の山菜や野菜の直売所、軽食コーナー、お土産も充実。



3 道の駅 加子母(中津川市加子母3900-29)

中央道中津川ICから飛騨路への玄関口に位置し、木と緑、そして清流・白川に囲まれた公園内にある道の駅。地元の木工品も販売されています。自然と文化が調和した癒しの空間です。



4 道の駅 きりら坂下(中津川市坂下450-2)

木曽路の玄関口、木曽川右岸に佇む道の駅。「きりら」は“木曽”、“リバー”と“ライトサイド”の略称で、地域の自然と文化を象徴しています。地元産品の販売や休憩スペースが整い、ドライブの立ち寄りに最適です。



5 道の駅 五木のやかた・かわうえ(中津川市川上1849-3)

妻籠・馬籠と下呂温泉を結ぶ観光ルート上にあり、旅の途中の休憩にぴったりの道の駅。かつては木曽五木を使った木製品や山まゆ製品の展示販売が行われていましたが、現在は物販営業を終了し、トイレやパンフレットの配布所として機能しています。



○恵那市の道の駅

1 道の駅 おばあちゃん市・山岡(恵那市山岡町田代1565-169)

巨大な木製水車がシンボルの道の駅。地元の特産品や喫茶店があり、のんびりとした時間が流れます。近くにはダム湖を渡る遊歩道が整備され、自然の中での散策も楽しめます。



2 道の駅 上矢作 ラ・フォーレ福寿の里(恵那市上矢作町3566-1)

豊かな自然に囲まれた静かな道の駅。地元野菜の販売や軽食コーナーがあり、旅の途中にほっと一息つける場所です。敷地内にはモンゴルの遊牧民住居「ゲル」やコテージなどの宿泊施設も併設され、キャンプや自然体験も可能です。



3 道の駅 そばの郷 らっせいみさと(恵那市三郷町佐々良木1461-1)

恵那の名物・そばを存分に味わえる道の駅。そば打ち体験もできるため、食だけでなく文化にも触れられる貴重なスポットです。地元産のそば粉を使った香り高い一杯は、旅の楽しみのひとつ。



わがまちの環境保全と対策

「しあわせを実感できるまちづくり」の 実現に向けて

各務原市長 浅 野 健 司

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会並びに会員の皆様におかれましては、日頃より当市はもとより各地域の生活環境の保全並びに廃棄物の適正な処理、再生利用等の環境行政に、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

各務原市は岐阜県の南部、濃尾平野の最北端に位置し、市の南部には愛知県との県境となる大河木曾川が悠々と流れ、北部に目を向けると田園風景や山並みが広がるなど、豊かな自然に囲まれた都市です。春になると、新境川堤両岸の約5キロにわたって、1,000本以上の桜が咲き誇ります。日本さくらの会が選定する「さくら名所100選」にも選ばれており、春の風物詩として多くの皆様にお楽しみいただいています。

そして、市の中心部には、現存する国内最古の飛行場「航空自衛隊岐阜基地」を有し、古くからこの地に飛行場があることで、航空機産業に関連する企業が集積する「ものづくりのまち」として発展を続けてきました。

さて、各務原市では、令和7年度から令和16年度までの10年間を計画期間とする「各務原市総合計画」を策定し、「もっと みんながつながる 笑顔があふれる元気なまち～しあわせ実感かかみがはら～」を将来都市像に掲げ、市民の皆様や地域、企業、行政がそれぞれの役割を担いながら、「もっと みんながつながる」ことで、理想のまちの実現に向けて取り組んでいます。

この総合計画における環境分野の基本目標を「みんなで守る自然豊かで美しいまち」と定め、かけがえのない各務原の豊かな自然環境に囲まれた快適な生活環境を守り、次世代へ継承するために多様な主体が協働し、環境にやさしい低炭素・循環型の街を目指しています。

また、当市における環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針を定めた「第2次各務原市環境基本計画」が間もなく計画期間の満了を迎えることから、令和8年度～令和9年度の2か年に渡り、新たに「第3次各務原市環境基本計画」を策定します。

他にも、今年度は令和2年度に策定した「各務原市ごみ処理基本計画」の中間目標年度にあたり、近年のごみ処理状況や社会情勢に鑑み、目標の達成状況やごみの減量・資源化に向けた施策の方向性を見直し、適切な一般廃棄物処理に努めてまいります。

また、当市の一般廃棄物処理施設である「各務原市北清掃センター」では、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金を活用した基幹的設備改良工事を進めており、施設の長寿命化が今年度完了する予定です。

今後も、市民の皆様や地域、企業、行政がそれぞれの役割を担い、「オール各務原」で、ごみの減量化や地球温暖化の抑制に向けた取り組みを進め、「しあわせを実感できるまちづくり」の実現につなげてまいります。

結びに、貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

〈(一社)岐阜県産業環境保全協会〉

○委員会の開催

- ・総務委員会(7月28日開催)
第2回総務委員会を開催し、「労働安全衛生研修会」について開催日は、令和7年10月16日、開催場所はふれあい会館、講師は中央労働災害防止協会、テーマは「これから進める安全対策について」に決定しました。
- ・研修指導委員会(7月22日開催)
第2回研修指導委員会を開催し、研修について法令講習会と岐阜県経営推進事業について行うこととしました。
次に、県外視察研修について協議を行い、視察先は三重県の処理施設に決定しました。
- ・広報編集委員会(7月25日開催)
第2回広報編集委員会を開催し、最初に「協会報第144号の編集方針」について協議を行い、方針案に沿って進めることとしました。
次に、協会リーフレットについて記載内容やレイアウト等が決まり、今後は、デザイン等を決めることになりました。
- ・組織強化委員会(7月18日開催)
第2回組織強化委員会を開催し、前回に引き続き青年部、女性部への支援策について意見交換を行いました。

○広報編集委員会活動

- ・8月に「ぎふ環境保全」第143号を作成・発行しました。
- ・9月に「令和7年度版協会要覧」を作成・発行しました。

〈中部地域協議会〉

○令和7年度第1回会長会議

令和7年9月26日(金)に四日市市地場産業

センターで開催され「令和6年度中部地域協議会事業報告及び令和6年度収支決算書について」、「令和7年度中部地域協議会事業計画及び収支予算について」協議が行われました。当協会からは、大坪会長、渡邊専務理事が出席しました。

○令和7年度第1回全体会議

令和7年9月26日(金)に四日市市地場産業センターで開催され「令和6年度事業報告及び令和6年度収支決算報告」について協議が行われたほか各種委員会報告や、(公社)全国産業資源循環連合会と各協会との意見交換が行われました。

当協会からは、大坪会長、石原副会長、渡邊専務理事が出席しました。

〈大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会〉

○中部ブロック災害廃棄物対策セミナー

令和7年7月17日(木)にWebで開催され、「令和6年能登半島地震における災害報告書の作成・発生量推計の方法等について」「堆積土砂排除事業・災害廃棄物処理事業(一括スキーム)の対応について」「令和6年能登半島地震におけるし尿処理施設の対応について」「奥能登クリーンセンター復旧の取組について」等の講義の後、質疑応答が行われました。

当協会からは、長澤事務局長が参加しました。

○第23回大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会幹事会

令和7年9月1日(月)に石川県金沢市内のTKP金沢カンファレンスセンターにおいてハイブリッド形式で開催され「設置要綱について」「災害廃棄物対策関連の主な国の動き」「令和6年能登半島地震災害廃棄物処理の石川県の取組状況について」「令和7年度大規模災害時廃棄物対策中部ブロックの活動予定について」「広域連携計画の見直しについて」

等について意見交換が行われました。

当協会からは、長澤事務局長がWebで参加しました。

〈その他〉

○産業廃棄物処理関係講習会の開催

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが主催し、当協会が協力する方法で開催している講習会で、岐阜会場では、会場で講義を受講する対面形式と、事前にインターネットで講義を受講するオンライン形式の2種類を行いました。

結果につきましては、下記のとおりです。

【産業廃棄物収集運搬課程講習会(新規)】 (オンライン形式)

開催日・場所 7月8日(火)午前
OKBふれあい会館
受講者 112名

【産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集運搬課程講習会(更新)】(オンライン形式)

開催日・場所 7月8日(火)午後

OKBふれあい会館
受講者 123名

【特別管理産業廃棄物管理責任者講習会】 (オンライン形式)

開催日・場所 7月9日(水)午前
OKBふれあい会館
受講者 112名

【産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集運搬課程講習会(更新)】(対面形式)

開催日・場所 9月17日(水)
OKBふれあい会館
受講者 125名

【産業廃棄物収集運搬課程講習会(新規)】 (オンライン形式)

開催日・場所 9月18日(木)午前
OKBふれあい会館
受講者 103名

【特別管理産業廃棄物管理責任者講習会】 (オンライン形式)

開催日・場所 9月18日(木)午後
OKBふれあい会館
受講者 72名

優良産業廃棄物処理業者認定会員の紹介

会 員 名	住 所	電 話	認定年月日	許可区分
(株)トオヤマ	〒500-8055 岐阜県岐阜市笹土居町27番地	(058)265-2729	令和7年8月20日	岐阜県 ・産業廃棄物収集運搬業

会員数の状況

正 会 員	284
賛 助 会 員	55
特 別 会 員	2
合 計	341

(令和7年10月1日現在)

〈青年部会の動向～未来人～〉

○大分県産廃企業視察研修および大分県青年部との親睦ツアー開催

令和7年7月4日(金)に大分県大分市の(株)松岡環境開発様と(株)東部開発様の視察研修に行ってきました。松岡環境開発様は九州でトップクラスの管理型最終処分場です。実際に中部からの産業廃棄物もたくさん受入れしている実績もあります。(株)東部開発様は大分県内で解体から中間処理、リサイクルまで行っている業者様でした。我々の業界には必ず必要な最終処分場、リサイクル事業です。今回の視察で勉強させていただいたことを、後の岐阜県の廃棄物処理の発展に繋げていきたいと思いました。

その後、大分県産業資源循環協会青年部会と大分市ふぐ良別館で懇親会を行いました。沢山の交流を深めることができました。次回は大分の方々が岐阜に視察に行きたいとおっしゃっていました。また、こうした長距離の移動の中で、青年部メンバー同士の絆も深まり、また各社のビジネスにも繋がったりもするので、こうした事業は、今後も必ず行いたいです。



大分県産業資源循環協会青年部会との懇親会



松岡環境開発様視察

○全国産業資源循環連合会青年部協議会中部ブロック 4 ブロック交流事業～新しい仲間と知識との出会い～in岐阜開催

令和7年7月24日(木)に岐阜県岐阜市グランヴェール岐山で全国産業資源循環連合会青年部協議会中部ブロック、関東ブロック、信越・北陸ブロック、北海道・東北ブロックの4ブロック、計147名が参加していただき、災害廃棄物に関する講演会を行いました。その後、同グランヴェール岐山で懇親会を行いました。普段出会うことのできない遠方の方々との交流ができ、新しい見識、価値観などを得ることができました。そして今回、岐阜県が主催県ということで、ここまで

大掛かりな事業の企画、運営に岐阜県青年部として携われたことが、我々にとっての成長に繋がったと思います。今回経験したことを今後の岐阜県事業の企画・運営にも繋げていきたいと思えます。



災害廃棄物に関する講演会後



懇親会での中部ブロック全員での記念撮影

○役員会を次のとおり開催しました。

令和7年度第3回役員会(6月26日開催)、第4回役員会(7月17日開催)、第5回役員会(8月28日開催)を開催しました。

議題について

- ・ 7月開催予定の大分県研修事業について
- ・ 7月開催予定中部ブロック4ブロック合同事業について
- ・ 9月開催予定のDX研修事業について

◎青年部会に加入しませんか_^)/\(^。

当部会は部会員相互の融和親睦と理解を深め産業廃棄物の適正な処理及び再資源化等に関する知識、技術の習得等教養を高め、企業経営者として人格形成を目指しています。

当協会会員の方だけでなく、会員企業後継者や会員企業の従業員の方でも、加入したい、話を聞いてみたいと思われる方は(一社)岐阜県産業環境保全協会事務局(TEL058-272-9293)までご連絡ください。



〈女性部会の動向～れんげ～〉

6月定例会 産業廃棄物処分場視察を実施 株式会社粥川商店様



2025年6月19日、(株)粥川商店様のご協力を賜り、女性部の6月定例会として「産業廃棄物処分場」の視察見学を実施いたしました。当日は参加者を二班に分け、複数の施設を順に巡りながら、各工程ごとに大変丁寧なご説明をいただきました。普段の生活や業務の中ではなかなか目にするこのできない、廃棄物処理の実際の流れを間近で学ぶことができ、参加者一同大変有意義な時間となりました。特に、環境保全への取り組みや持続可能な社会に向けた仕組みづくりについて理解を深める貴重な機会となったことは大きな成果であったと感じております。視察終了後には、昼食を共にし、和やかな雰囲気の中で親睦を深めることができました。見学で得られた学びとあわせ、交流を深めることで女性部としての結束をさらに強める場となりました。今回、このような機会を快くご提供くださいました粥川

商店様には、心より御礼申し上げます。



RENGE
ぎふ
環境保全
女性部会
れんげ



KEEL BODY WORK

「ペアフィットネス」

2025年7月18日、岐阜市の
KEEL BODY WORK 様に
て、近年注目を集めている
「ペアフィットネス」の体験を

行いました。専用の測定機器を用いて足裏のバランスや力の入り方をチェックし、そのデータをもとにトレーニングを実施しました。姿勢や身体の安定において足がいかに重要な役割を担っているかを改めて認識する貴重な機会となりました。猫背や腰痛、外反母趾などの不調は、日常生活の中では上半身や背骨に注目しがちですが、実はその原因の多くが足元にあることも少なくないということです。足の機能を正しく整えることで、身体全体のバランスが改善され、日常生活や仕事におけるパフォーマンスの向上にもつながるというご説明をいただきました。「仕事をする上で何よりも大切なのは健康である」という言葉どおり、足から身体を見直すことの意義を強く感じる時間となりました。今回このような体験の場をご提供いただきました KEEL BODY WORK 様に、心より感謝申し上げます。その後は「茶洋館マサラ」でワッフルランチを頂きました！



～女性部会に加入しませんか？～

当部会は部会員が気軽に日頃の悩みや、困ったことなど情報交換、交流が出来る会であり、楽しく活動しております。また産廃業務の勉強会や異業種見学など学べる場もあります。

当協会会員の方だけではなく、会員企業の従業員の方でも加入したい、話を聞いてみたいと思われる方（一社）岐阜県産業環境保全協会事務局（☎058-272-9293）までご連絡ください。



@RENGE.GIFU

〈電子マニフェストシステム(愛称：JWNET)の加入申込み〉 —事業者のマニフェスト事務の効率化のために—

① 申込み方法

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターホームページのWeb申込フォームから申込みしてください。

② 利用料金

(1) 排出事業者

利用区分	A料金	B料金	C料金 (団体加入料金)
基本料 (1年間)	26,400円	1,980円	110円
使用料 (登録情報1件につき)	11円	(90件まで無料) 22円	(5件まで無料) 22円
利用区分の目安と なる年間登録件数	2,401件以上	2,400件以下	—

排出事業者の加入単位 排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所単位など

(2) 収集運搬業者

(3) 処分業者

利用区分	(2) 収集運搬業者	(3) 処分業者		
		処分報告機能のみ ※1	処分報告機能+2次登録機能※2	
			A料金	B料金
基本料 (1年間)	13,200円	13,200円	26,400円	13,200円
使用料 (登録情報1件につき)	—	—	11円	(90件まで無料) 22円
利用区分の目安と なる年間登録件数	—	—	1,381件以上	1,380件以下

※1 処分終了報告、最終処分終了報告を行う機能のみの料金です。

※2 上記1の機能と併せて、中間処理後の残さを電子マニフェスト登録(2次マニフェスト登録)する機能の料金です。

収集運搬業者の加入単位
業者単位で加入、1業者の複数加入も可能

処分業者の加入単位
処分事業場単位(同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることも可能)

③ 問い合わせ先

(公財)日本産業廃棄物
処理振興センター

ホームページアドレス

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

JWNETサポートセンター

▼電話サポート 対応時間

【平日 9:00～12:00、13:00～16:30】

電話：0800-800-9023

(フリーアクセス、通話料無料)

※IP電話等フリーアクセスがご利用できない場合は、03-5807-5914までおかけください。

岐阜県内の加入状況

令和7年10月6日現在

加入区分	加入者数
排出事業者	5,371
収集運搬業者	552
処分業者	185
合 計	6,108

お 知 ら せ

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入申込について

マニフェストの返品・交換は行っておりません。よくお確かめのうえ、申込みください。

マニフェストは、発送及び協会窓口にて購入できます。

発送	申込書にご記入の上、FAXにてご送信ください。 申込書の記載内容を確認後、翌営業日(土日祝日を除く)に発送します。(日本郵便(株)「ゆうパック」にてお届けします。) (ただし、在庫がない場合及び協会の行事、その他諸事情により、発送が遅れる場合もありますので、予めご了承ください。)
送料 (下表参照)	購入者負担となります。(当協会の正会員・賛助会員は、送料無料)
支払	請求書を発行します。代金及び送料は、到着日を含め10日以内にゆうちょ銀行へ振込ください。なお、振込手数料は購入者負担となります。 (初回に限り、代金及び送料を前納とさせていただくことがございます。) 払込取扱票での振込を希望される場合は、郵便局窓口備え付けの用紙をご利用ください。(振込手数料は購入者負担)
各種連続票	各種連続票は、申込書受信後に発行元より取り寄せる場合がございます。 その場合はお届けするのに1週間前後かかりますので、ご了承ください。
協会窓口	現金と引換にて購入できます。予め購入申込書をFAXにて送信ください。 協会行事等にて事務所を閉所する場合があります。閉所日時は協会WEB「新着情報」にて確認ください。 協会WEB https://www.gifu-hozen.jp 販売時間 9時～12時、13時～16時30分(土日祝を除く)

購入申込書は 協会WEB <https://www.gifu-hozen.jp/manifest.html> ページ内からダウンロードすることが可能です。

送料

消費税込

地域	岐阜県内			東海(岐阜県除く)・関東・信越・近畿		
種類 数量	直行用	積替用	建設系	直行用	積替用	建設系
単票1箱	622円			668円		
単票2箱	622円	858円		668円	911円	
単票3～5箱	858円		1,101円	911円		1,139円
連続票1ケース	858円	1,101円		911円	1,139円	

〒500-8384 岐阜市藪田南1-11-12 岐阜県水産会館内
(一社)岐阜県産業環境保全協会 TEL058-272-9293
FAX058-272-6764

2024.3

FAX058-272-6764

購入後のマニフェスト返品・交換は行っておりません。よくお確かめのうえ、申込ください。

購入方法 ご希望の購入方法に印をつけてください。(無記入の場合は、発送します。)

☐ 発送(翌営業日に発送します。協会行事等で発送が遅れる場合もございますので、予めご了承ください。)

土曜日に荷物の受取 可・否

☐ 協会窓口で現金購入(予め購入申込書をFAXにて送信ください。)

来所年月日 年 月 日 時頃 (販売時間 9:00~12:00、13:00~16:30)

産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書

単票1箱=100セット入、連続票1ケース=500セット入

管理票(マニフェスト)の種類		価格 消費税込	数 量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 公益社団法人全国産業資源循環連合会 発行	単 票	3,300円	箱
	連続票	16,500円	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 公益社団法人全国産業資源循環連合会 発行	単 票	3,300円	箱
	連続票	16,500円	ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設六団体副産物対策協議会 発行	単 票	2,700円	箱
	連続票	13,500円	ケース
事務局使用欄		送 料	円
		合 計	円
		消費税(10%)	円

申 込 日	令和 年 月 日		
住 所	〒		
会 社 名	フリガナ		
代表者氏名		担当者氏名	
電 話 番 号		FAX番号	

事務局使用欄

払出番号	確認日
NO _____ ~ _____	NO _____ ~ _____

お 知 ら せ

○保全協Newsについて

令和7年8月25日(第221号)で会員の皆様にお知らせした内容は次の項目です。

- 1 工作物の事前調査における調査制度等の周知について
- 2 産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法等の一部を改正する告示について

各種お知らせ(随時分)

会員の皆様にメール、FAX及び郵送によりお知らせした内容は次の項目です。

- ・ 7年8月25日協会報と併せて送付したもの
総務省東海総合通信局からのお知らせ
産廃処理と資源循環の総合専門誌いんだすと「INDUST」の斡旋のお知らせ(購読中の会員は除く)
- ・ FAX送信
処分業者向け 項目追加説明会の開催について【正会員(処分業者)】
JWNET操作体験セミナーの開催について

事務局からのお願い

※会員各位

- 社名・代表者職氏名・所在地・電話番号・FAX番号に変更が生じた場合は、事務局へFAXにてご連絡ください。
- ホームページを開設された場合は、ホームページのアドレスを事務局へFAXにてご連絡ください。
- 電子マニフェストに加入された場合は、(公財)日本産業廃棄物処理振興センター発行の電子マニフェスト加入証の写しを事務局へ送付ください。

※正会員(処理業者)各位

- 許可証の内容に変更が生じた場合は、該当する許可証の写しを速やかに事務局へ送付ください。
- 許可更新後に許可証の写しを事務局へ送付ください。

保全協会報「ぎふ環境保全」編集委員

委員長 石 田 謙 治

副委員長 伏 見 典 郎

杉 下 武 夫 中 村 好 江 長谷川 光 彦

濱 岡 直 彦 松 並 壺 成 宮 崎 進

編 集 後 記

東濃地域にて産業廃棄物処理業を営む零細企業の私たちも、皆さんが抱えているであろういくつかの問題に直面しています。

9月中旬を過ぎ、やっと少しずつ日中の気温も下がりつつありますが、今年は昨年を上回る猛暑日発生日数、最高気温更新等、日中屋外での産廃処理作業を行う我々にとっては大変きつい夏でした。弊社も6月1日義務化施行の熱中症予防対策に基づき、昨年以上に日々作業者の体調管理に努め、注意を払い続けています。

地球温暖化による影響を受けての猛暑に関して、思い起こせば三十数年前の私が学生の頃には既に、森林伐採、環境汚染、フロン類等によるオゾン層の破壊による気候変動、化石燃料の燃焼による二酸化炭素やメタンの増加による温室効果ガス増加等が原因によって環境問題が引き起され、私たちの生活や生態系に深刻な影響を及ぼすとの警鐘がありました。

その頃の自分は、頭で理解はしつつも危機感は無く、今現在私たちが直面している様な深刻な状況は予想出来ていませんでした。

産廃業務に係る部分では「容器包装リサイクル法制定 1995年」「SDGsの目標設定 2015年」「カーボンリサイクルの策定 2015年」「フロン類排出抑制法の改定 2020年」等があり、一企業としての責任や役割を果たさないとはいえます。

また、少子高齢化問題による働き手不足からくる雇用の難しさも大きな問題であり、人手不足が原因で倒産や廃業した会社も過去最多の様です。産廃業界に係る分野でも女性の活躍、外国人労働者の方々の活躍、参入も実感しています。

この問題も2010年以降の団塊世代の大量退職による生産年齢の減少、経済回復に伴う雇用情勢の改善による人材不足等が警鐘されていました。15年ほど前のその頃、24時間稼働の製造業に従事していた前職場でも人手不足を実感しており、初めて海外からの技能実習生を受け入れていたにもかかわらず、その時ですら今のような厳しい現状が来る事感じてはいませんでした。

今は、一期一会で弊社に勤めてくれている従業員の皆が、産廃処理業務という楽ではない仕事において少しでも満足し、喜んで長く勤めてもらえる様に職場・労働環境等を整える様に努めています。

「バブル崩壊 1991年」「リーマンショック 2008年」「新型コロナウイルス蔓延 2020年」等による経済活動の低下の影響での景気停滞・後退により、会社の経営もその都度影響を受けました。

何事も良い時や順調にいつている時は、現状が続くだろうという思いがあり、これから先に向けての準備や行動が起こせず、問題に直面してからしか行動が起こせないのは自分個人の事も同じだと思っています。

日本には先人の経験からくる知恵、失敗から得る教訓が盛り込まれている「備えあれば患いなし」「転ばぬ先の杖」等のことわざがあり、大變的を得ていると実感します。

人の性格、価値観、行動パターンを変えるのは難しいと実感していますが、まずは、自分が嫌な事から目を背け、面倒がつて先延ばししない様に心がけたいと思います。

小学生のころから親に言われ続けていた事を思い出しました。

2025年9月17日 記 渡邊 千晃

令和7年10月15日発行

第144号

編集 一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会
発行

会長 大坪 敬 明

〒500-8384 岐阜市藪田南1丁目11番12号 岐阜県水産会館1階

TEL (058) 272-9293 FAX (058) 272-6764

<https://www.gifu-hozen.jp>

E-mail info@gifu-hozen.jp

印刷 西 濃 印 刷 株 式 会 社



協会のシンボルマーク

全産連発第 100 号
令和 7 年 9 月 16 日

事業者 各位

公益社団法人全国産業資源循環連合会
専務理事 室石 泰弘
(公印省略)

令和 7 年度産業廃棄物処理実務者研修会開講（第 5 期～第 7 期）のご案内

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

当連合会では、例年多くの方々に受講いただき、ご好評いただいている連合会主催の「産業廃棄物処理実務者研修会（第 5 期～第 7 期）」を開講することといたしました。

当連合会ホームページ（<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/seminar/>）に開講案内を公開しましたのでお知らせいたします。

この研修会は、インターネット環境を利用して、産業廃棄物を取り扱う方々（排出事業者含む）に幅広い知識の習得、再確認をしていただくことを目的としております。e ラーニングでの個人学習用教材であるため、職場または自宅で、好きな時間に自分のペースで学習を進めることができます。奮ってご参加ください。

記

1. 研修会の内容（全 4 講座）

- ① 産業廃棄物処理の基礎（第 1 章～第 8 章）
（廃棄物処理法、排出事業者の責務、保管基準や処理基準 など）
- ② 産業廃棄物の委託処理と委託契約
- ③ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
- ④ 帳簿

2. 受講期間と申込受付期間

- 第 5 期：11 月 3 日～28 日（申込受付期間は、10 月 1 日～22 日）
- 第 6 期：12 月 3 日～28 日（申込受付期間は、11 月 1 日～22 日）
- 第 7 期：1 月 3 日～28 日（申込受付期間は、12 月 1 日～22 日）

3. 受講料

- ・1 名につき 8,250 円（税込、通信費等は利用者負担）

4. お申込み方法

- ・連合会専用ポータルサイトより受付

～ お問い合わせ先 ～

〒106-0032 東京都港区六本木 3-1-17 第 2AB ビル 4F
公益社団法人全国産業資源循環連合会 実務者研修会担当
E-mail : ability-as@zensanpairen.or.jp

産業廃棄物処理実務者研修会

後期開催日程

いつでも・どこでも
職場や自宅、
好きな時間に
自分の
ペースで!



	開催日	申込
第5期	11月3日～28日	10月1日～22日
第6期	12月3日～28日	11月1日～22日
第7期	1月3日～28日	12月1日～22日

カリキュラム (全4講座)

① 産業廃棄物処理の基礎 (第1章～第8章)

第1章 循環型社会推進の法体系および廃棄物処理法の構成
第2章 廃棄物処理法の目的と産業廃棄物の種類
第3章 排出事業者の責務
第4章 産業廃棄物の保管および処理に関する主な基準
第5章 特別管理産業廃棄物の保管および処理に関する主な基準
第6章 産業廃棄物処理業
第7章 産業廃棄物処理施設
第8章 行政処分

② 産業廃棄物の委託処理と委託契約

産業廃棄物の委託処理と委託契約

③ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

産業廃棄物管理票(マニフェスト) ※マニフェストの記入方法

④ 帳簿

帳簿

1 研修会の目的

産業廃棄物を取り扱う方々(排出事業者含む)の実務に必要な幅広い知識の習得と再確認。

2 受講料 1名につき 8,250円

税込、通信料は利用者負担

※産業廃棄物処理の基礎知識をわかりやすく解説した『産業廃棄物処理実務者研修会テキスト』も別途販売しています。



3 申込方法

専用のポータルサイトより受付

全産連 研修会

<https://www.zensanpairen.or.jp/application/seminar/>

検索

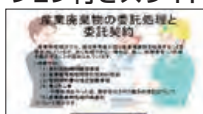


各章の構成

個人学習に最適な「復習(補習)」や「確認テスト」がメインの研修会です!

※各章ごとに、STEP1～STEP3 で構成

STEP1 講義視聴 ナレーション付きスライドショー



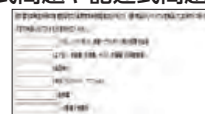
要点がわかりやすい!

STEP2 復習(補習) クリックではがれる付箋機能を搭載



重要語句の暗記に最適!

STEP3 確認テスト 選択式問題や記述式問題を用意



理解度の把握に最適!

次の章へ



公益社団法人

全国産業資源循環連合会

〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階

お問い合わせ先

公益社団法人全国産業資源循環連合会 事業部 実務者研修会担当

[E-mail] ability-as@zensanpairen.or.jp

【営業時間】月～金 9:00～17:00 【定休日】土日・祝日

2025.10

協会ホームページへのバナー広告掲載募集

当協会では、ホームページに掲載するバナー広告を募集しています。ホームページのバナー広告は多くの人の目に触れ、貴社のホームページへのリンクもできますので貴社の営業広告やイメージアップにご活用ください。なお、掲載料金等（消費税込み）は下記のようになっています。

掲載の申込みは協会事務局にご相談ください。

ホームページバナー広告掲載料

バナー掲載料	1年間の料金（）は会員外の掲載
	20,000円（50,000円）
バナー画像作成料	3,300円（企業ロゴ作成は別途料金）

注 掲載内容は、当協会ホームページバナー広告掲載要綱に基づいたものとします。

協会報への広告掲載募集

当協会では、協会報「ぎふ環境保全」（年4回）及び「協会要覧」（年1回）を発行しており、これに掲載する広告を募集しています。広告は協会報を通じて直接、読者の目に留まるほか、平成23年度からは協会ホームページからアクセスして最新号及びバックナンバーでも閲覧できるようになっており、こちらでも広告の効果が高まっています。

是非、貴社の営業広告やイメージアップ広告としてご活用ください。なお、掲載料金（消費税込み）は下記のようになっています。

掲載の申込みは協会事務局にご相談ください。

協会報広告掲載料

掲 載 面	印刷形態	1回の料金（）は会員外の掲載
表紙の裏面及び裏表紙の裏面	カ ラ ー	30,000円（40,000円）
	モ ノ ク ロ	20,000円（30,000円）
裏 表 紙	カラーのみ	40,000円（50,000円）
本 文 中	カ ラ ー	30,000円（40,000円）
	モ ノ ク ロ	10,000円（20,000円）

注 1 分割の掲載の場合は上記料金の分割数分の1です。（広告原稿は広告主負担）

例 本文中カラーで8分の1の掲載4回 $30,000円 \div 8 \times 4回 \times 90\% = 13,500円$

本文中カラーで4分の1の掲載4回 $30,000円 \div 4 \times 4回 \times 90\% = 27,000円$

2 4回の連載で申込みの場合は、10%の割引となります。（1頁掲載の方はホームページのバナー広告も希望により無料掲載致します）

3 表紙及び裏表紙の裏面、並びに裏表紙への掲載の申込みは、現在受け付けておりません。

「クリーンな県土」と「産業の活力」に貢献



タカイ商事株式会社

産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県、滋賀県、福井県、京都府、大阪府、奈良県 公認)

許可品目

燃え殻、廃アルカリ、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、廃プラスチック類、動植物性残渣、廃油、紙くず、ゴムくず、廃酸、木くず、金属くず

積替保管

(岐阜市)

許可品目

燃え殻、汚泥、廃油

特別管理産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県 公認)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

特別管理産業廃棄物中間処理業

(焼却、中和)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

産業廃棄物中間処理業

(焼却、破碎、切断、脱水、中和)

許可品目

汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃酸、廃アルカリ

電子マニフェストを導入しています

**産業廃棄物の処理は
タカイ商事にご相談下さい**

産業廃棄物総合焼却処理工場



〒501-1183

岐阜県岐阜市則松1469番地の3

TEL (058) 239-9931

FAX (058) 239-9828

E-Mail takaisho@sweet.ocn.ne.jp

URL <http://www.takai-shoji.jp/>

自然に優しい未来を築きたい

We Love Nature & Future



HATSURI
KIMURA
CORPORATION

株式会社
はつり きむら

斫木村

■本 社

〒503-0856 岐阜県大垣市新田町5丁目22番地
TEL(0584)89-7195(代) FAX(0584)89-7978

■斫木村リサイクルセンター

〒503-0993 岐阜県大垣市荒川町東大ダラ917-1
TEL(0584)92-2823 FAX(0584)92-1004



岐阜県

優良産廃処理業者



一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会